

平成29年度石巻市立高等学校に係る免除申請手続きについて

1 入学者選抜手数料の免除

東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により、被災した生徒の平成29年度中に実施される入学者選抜手数料が免除となります。

2 免除の対象となる方

東日本大震災により、以下のいずれかに該当することとなった方及びその方と生計を一にし、生活の基盤を確保できないため生活が困難になった方が免除の対象となります。

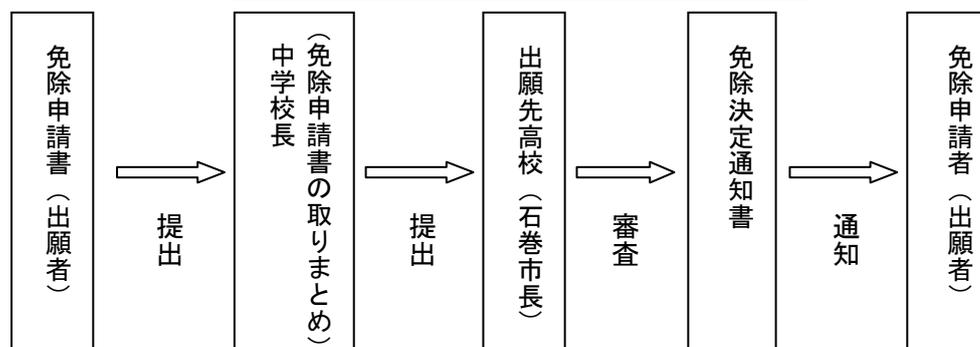
- ・住居の全壊又は半壊
- ・住居の全焼又は半焼
- ・住居の流失
- ・世帯の収入の著しい減少

3 免除の手続き

免除申請書（別記様式）に、上記に該当することを確認できる書類（次表のとおり）を添えて、出願する学校長に、入学願書出願時に提出してください。

免除申請の理由	添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ・住居の全壊又は半壊 ・住居の全焼又は半焼 ・住居の流失 	罹災証明書（コピー可）
<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の収入の著しい減少 <p>※著しい減少とは、世帯の収入が、平成22年分（被災前）の年収と、平成23年分（被災直後）の年収及び平成28年分（直近）の年収それぞれを比較し、いずれもおおむね2分の1以下に減少した場合があります。（3割以上の減収となっている場合、おおむね2分の1以下に減少したものとみなします。）</p>	収入減を確認できる書類及び被災したことが確認できる書類（コピー可） <u>1 収入減を確認できる書類（収入のある世帯員分の（1）～（3）のいずれかの書類）</u> <ul style="list-style-type: none"> （1）市町村で発行している平成22・23・28年分の所得（課税）証明書 （2）勤務先等から発行される平成22・23・28年分の源泉徴収票 （3）その他、平成22・23・28年分の収入が比較できる書類 上記（1）から（3）の書類が取得できない場合は出願する高校へ相談願います。 <u>2 被災したことが確認できる書類</u> <ul style="list-style-type: none"> （1）収入のあった世帯員が死亡、行方不明の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（抄本）、死亡診断書のいずれか （2）収入のあった世帯員が長期入院の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・医師の入院にかかる診断書 （3）収入のあった世帯員が失業した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務先の被災証明書、雇用保険被保険者離職票等のいずれか （4）収入のあった世帯員が自営業の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・自営店舗等の被災が確認できる書類（被災証明書等）

入学者選抜手数料免除申請フローチャート



免除申請書は、石巻市教育委員会のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/20101500/0002/20131011165346.html>

◎ くわしくは市立高等学校の事務室又は学校教育課へお問い合わせください。